

事務連絡
令和8年4月28日

各都道府県消防防災主管課
各消防本部・東京消防庁・各指定都市消防
非常備町村消防防災主管部局 } 殿

消防庁国民保護・防災部防災課
消防庁特殊災害室

ゴールデンウィークを迎えるにあたっての林野火災の予防の再徹底について

林野火災対策の推進につきまして、平素から御尽力を賜り感謝申し上げます。

令和8年4月22日に岩手県大槌町において大規模な林野火災が発生し、現在も緊急消防援助隊を含む多くの消防隊等により消火活動が行われています。また、林野火災は1月から5月までの発生が年間約7割を占め、大槌町をはじめ全国各地における林野火災の発生が数多く報道されているところです。

これからゴールデンウィークを迎えるにあたり、レジャー等の機会が増加することも見込まれる中、林野火災は、たき火、火入れ、たばこ等の人的要因による出火が多いこと、季節的な偏在性があること、急激に延焼する危険があることから、下記にも留意の上、改めて予防及び出火時の対応に万全を期するようお願いいたします。

記

- 1 林野火災注意報や林野火災警報について、火災予防条例等に基づく適格な発令・周知を行うことや、たき火の届出を通じて、林野火災予防の実効性を高めること。
特に、林野火災警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールの実施等を通じて出火防止に努めること。
- 2 令和8年1月から運用が開始されている林野火災予防のための気象庁による「少雨」に関する気象情報が発表された際には、火の取扱いへの注意喚起に努めること。
- 3 ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の地域住民等を対象に次の事項の啓発を重点的に実施すること。
ア 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
イ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
ウ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

- エ 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
- オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- カ 火遊びはしないこと、また、させないこと

4 林野火災警報発令中等、林野火災の発生しやすい状況となったときは、関係機関が協力した重点的なパトロールなどの警戒活動を実施することにより、火災の未然防止、早期発見に努めること。

5 林野火災が発生した際は、延焼拡大防止の観点から、早期に消防力の集中的投入を行うこと。特に近隣県を含めた消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター、県内応援隊に対し、夜間・長期間対応も想定し、躊躇なく迅速な派遣要請を行うこと。

<参照通知>

- ・ 林野火災に対する警戒の強化について
(令和7年12月22日付け消防特第258号)
- ・ 林野火災の予防及び消火活動について
(令和7年8月29日付け消防災第130号・消防広第299号・消防予第376号・消防特第157号)

【問い合わせ先】

- 通知の取りまとめ及び林野火災の警防に関すること
消防庁国民保護・防災部防災課
中山、西本、星野
TEL：03-5253-7525
E-mail：bousai-rinya@soumu.go.jp
- 林野火災の予防に関すること
消防庁予防課特殊災害室
吉田、緑川
TEL：03-5253-7528
E-mail：tokusaishitsu@soumu.go.jp